

富士山苑指定居宅介護支援事業所運営方針

1 事業の目的

支援事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

2 運営方針 次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ能率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業所に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町、老人介護センター・他の支援事業者、地域包括支援センター・介護保健施設等との連携に努める。

3 職員

- ① 管理者 1名 ② 介護支援専門員 2名 ③ 事務職員 1名

4 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
(但し、祝祭日および12月30日～1月3日までは除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
指定居宅介護支援事業者 電話 0287-84-1588
(電話等により24時間常時連絡可能。)

5 通常の事業実施地域

那須烏山市、那珂川町とする。